

# 板橋区談合情報取扱要綱

(平成14年3月20日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区(以下「区」という。)発注の契約に係る談合の情報(以下「談合情報」という。)に対する取扱いを定め、区が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、区が発注する契約のうち、競争入札(見積競争を含み、以下「入札」という。)によるものに適用する。

(談合情報検討委員会の設置)

第3条 談合情報に的確に対応するため、板橋区談合情報検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 総務部長

委員 総務部総務課長、総務部契約管財課長

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員長が特に必要があると認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

5 委員会の庶務は、総務部契約管財課契約係において処理する。

6 委員会は、談合情報に関する調査の必要性の有無、入札執行、契約締結及び契約解除の是非を審議する。

(入札執行前に談合情報を受けたときの取扱い)

第4条 談合情報に関する調査の必要性の判断は、次に掲げる手続きにより行う。

(1) 契約管財課が所管する契約の場合は、契約管財課契約係長、その他の課が所管する契約の場合は契約事務規則第2条で規定された各課(所)長(以下「契約事務担当者」という。)は、契約に係る談合情報を受けたときは、情報提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について別記様式第1号により、委員会に付議することとする。

(2) 委員会は、契約事務担当者から前号により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し調査の必要があるか否かについて審議することとする。

2 契約事務担当者は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加しようとする者(以下「入札参加予定者」という。)のうち、事情を聴取する必要があると認められる者から事情を聴取する。

3 入札執行の是非の判断は、次に掲げる手続きにより行う。

(1) 委員会への付議

契約事務担当者は、前項の事情聴取を終えたときは、入札執行の是非について別記様式第2号により委員会に付議することとする。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約事務担当者から前項により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、入札執行の是非について判断しなければならない。

4 契約事務担当者は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加予定者から誓約書を徴取するとともに、入札執行後談合の事実が明らかになった場合は入札を無効にする旨の注意を促した上で入札を執行する。

5 契約事務担当者は、前項の入札の執行に当たり、入札参加予定者に対し、第1回の入札に際し工種別内訳書の提出を求め内容を審査する。この場合において明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、次項により対応することとする。

6 契約事務担当者は、委員会が入札を執行すべきでないと判断したときは、東京都板橋区競争入札参加者心得第14条(入札の取りやめ等)を適用し、入札を取り止めなければならない。

7 契約事務担当者は、調査を行った談合情報について、別記様式第2号により公正取

引委員会へ報告するとともに、必要に応じ警察署へ連絡する。

(入札後、契約締結前に談合情報を受けたときの取扱い)

第5条 談合情報に関する調査の必要性の判断は、次に掲げる手続きにより行う。

- (1) 契約事務担当者は、契約に係る談合情報を受けたときは、情報提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について別記様式第1号により、委員会に付議することとする。
- (2) 委員会は、契約事務担当者から・により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議することとする。
- 2 契約事務担当者は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加した者(以下「入札参加者」という。)のうち、事情を聴取する必要があると認められる者から事情を聴取する。
- 3 契約締結の是非の判断は、次に掲げる手続きにより行う。
  - (1) 契約事務担当者は、前項の事情聴取を終えたときは、契約締結の是非について別記様式第2号により委員会に付議することとする。
  - (2) 委員会は、契約事務担当者から前項により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、契約締結の是非について判断しなければならない。
- 4 契約事務担当者は、委員会が契約締結を行っても差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者から誓約書を徴取するとともに、契約締結後、談合の事実が明らかになった場合は契約を解除することがある旨の注意を促した上で落札者と契約を締結する。
- 5 契約事務担当者は、委員会が契約締結を行うべきでないと判断したときは、東京都板橋区競争入札参加者心得第14条(入札の取りやめ等)を適用し、入札を無効とし、契約締結を取り止めなければならない。
- 6 契約事務担当者は、調査を行った談合情報について、別記様式第2号により公正取引委員会へ報告するとともに、必要に応じ警察署へ連絡する。

(契約締結後に談合情報を受けたときの取扱い)

第6条 談合情報に関する調査の必要性の判断は、次に掲げる手続きにより行う。

- (1) 契約事務担当者は、契約に係る談合情報を受けたときは、情報提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について別記様式第1号により、委員会に付議することとする。
- (2) 委員会は、契約事務担当者から前項により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議することとする。
- 2 契約事務担当者は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加した者(以下「入札参加者」という。)のうち、事情を聴取する必要があると認められる者から事情を聴取する。
- 3 契約解除の是非の判断は、次に掲げる手続きにより行う。
  - (1) 契約事務担当者は、前項の事情聴取を終えたときは、契約解除の是非について別記様式第2号により委員会に付議することとする。
  - (2) 委員会は、契約事務担当者から前項により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められる証拠の有無により、契約解除の是非について審議しなければならない。
- 4 契約事務担当者は、委員会が契約の履行を継続して差し支えないと判断したときは、当該契約の相手方及び入札参加者から誓約書を徴取するとともに、これ以後談合の事実が明らかになった場合は、解除することがある旨の注意を促した上で契約の履行を継続する。
- 5 契約事務担当者は、委員会が契約の履行を継続すべきでないと判断したときは、契約の相手方と協議の上、契約を解除することができる。
- 6 契約事務担当者は、調査を行った談合情報について、別記様式第2号により公正取引委員会へ報告するとともに、必要に応じ警察署へ連絡する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、談合情報の取扱いに関し必要な事項は、総務部長が別途（談合情報対応マニュアル）定める。

付 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 談合情報受付兼付議依頼

受付月日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
情報提供者	1 実名 2 匿名 3 報道機関 4 その他 ( ) 氏名 (会社名) _____ 住所 連絡先 _____
情報手段	1 電話 2 文書 3 F A X 4 メール 5 面接 6 その他 ( )
情報内容	
受付者	部 課 係

## 談合情報検討委員会議案兼審査書

年 月 日

契約件名					
業種		資格要件			
指名年月日	年	月	日	指名委員会	年 月 日
入札(予定)日	年	月	日	時	分
契約(予定)日	年	月	日	時	分
指名業者名	( 社 ) 別紙添付				
情報提供	別紙添付				
情報内容 (要旨)					
委員会の判定	調査の必要性	1 あり	2 なし		
事情聴取結果					
委員会の判定	入札執行前 入札後 契約締結後	1 入札執行 1 契約締結 1 契約継続	2 入札執行延期 2 契約締結取消(無効) 2 契約解除	3 入札執行中止	
公取等への連絡等					